

《研究論文》「五大法律学校」に関する基礎的研究

― 明治期における私立法律学校の連携の事例として ―

瀬戸口 龍一
(大学史資料課)

はじめに

明治時代の文化を広く収集・紹介した石井研堂が編集した『明治事物起原』のなかに「五大法律学校」という項目が設けられている。同書は当該期を知るうえで不可欠な文献の一つとされている。刊行は明治四一年（一九〇八）で、その内容を紹介すると、

五大法律学校

明治十年三月版の〔盛衰一覧〕、盛の部の真先に『法律研究』の一項を出せし通り、十年ごろは、官私ともに、法律の研究最も盛んにして、五大法律学校さへ、私設されたり。

明治法律学校（今名明治大学）
東京専門学校（今名早稲田大学）
和仏法律学校（今名法政大学）
英吉利法律学校（今名中央大学）

専修学校（今名専修大学）

斯く今日にては、何れも大学に昇格せり。¹

とあり、明治一〇年頃は法律研究が非常に盛んで、現在の明治・早稲田・法政・中央・専修の五校は明治一〇年代、「五大法律学校」と呼ばれていたとある。この五校の設立年を年代順に挙げると、専修学校および和仏法律学校（設立当初の校名は東京法学校）は明治一三年に、明治法律学校は翌一四年に、東京専門学校は一五年に、そして英吉利法律学校は一八年に設立されている。

明治一〇～二〇年代は私立法律学校の乱立期と言える。この五校以外にも、明治一六年には独逸学協会学校（後の獨協大学）が、明治二二年には日本法律学校（後の日本大学）が誕生。明治二三年には慶応義塾が大学部を開設、そのなかに法律科を設置している。さらに関西でも、明治一九年に関西法律学校（後の関西大学）、同二

三年に京都法政学校（後の立命館大学）が創立されている。今現存する学校の設立年を挙げたが、現存していない学校を含め、実に多くの私立法律学校が全国に誕生したのである。

このように明治期には数多くの私立法律学校が存在したわけであるが、これらの学校は、同じ法学を教授する学校としてそれぞれ交流があった。創立者同士の交流はもちろんであるが、講師も兼任している例が多く、生徒同士も学校が近いこともあり、親交があった。本稿は、こうした私立法律学校の連携がどのような意味を持ち、何をもたらしたのかを、「五大法律学校」という視点から捉え直すことを目的としている。

「五大」という名称だけを考えても、どの学校を指すのか、この点については時代的変遷も含め諸説ある。先に法政・専修・明治・早稲田・中央の前身校は「五大」とされていたと紹介したが、専修ではなく、日本法律学校や慶応義塾が入る場合もあった。さらに「五大」ではなく、「三大」や「六大」「七大」「九大」の名称も見られる。

そこで本稿では、①法律学校をグループ化するようになったのはいつ頃からなのか。②なぜ法律学校をグループ化したのか。③グループピングにどんな効果があったのか。④グループピングにはどのような時代的変遷が見られるのか。という四点を中心に「五大法律学校」についての考察を行いたい。

五大法律学校を詳細に取り上げた先行研究はそれほど多くはな

い。もちろん、法政・専修・明治・中央・早稲田の各大学の『百年史』には、自らが五大法律学校の一角を担う学校であり、連合して討論会などを実施していたことなどについて触れてはいる。

例えば『中央大学百年史』²は「五大法律学校と連合討論会」という項目を立て、討論会の様子を紹介し、自校の在校生や卒業生が果たした役割について論じている。『専修大学百年史』³も同様に「専修学校討論会と五大法律学校の連合討論会」と題し、討論会がいかん盛況であったか、そのなかで自校の校友や講師がどのような発言をしたか、などを紹介している。また同書は、連合討論会の回数・日時・会場・討論した問題を一覧表にして掲載している。しかし後述するが、この一覧表には間違いが多い。そして連合討論会は、「明治二十一年九月に始まり、二十三年七月に終わっている」⁴としているが、これも間違いである。『中央大学百年史』も同様に「この討論会は、一八八八年九月から一八九〇（明治二三）年七月まで、年間四、五回ずつ開催され」と記している。つまり誤った情報が各大学の年史に記載されているのである。

そのほか個別研究としては高梨公之氏が、明治三〇年代における五大法律学校に着目し、日本法律学校との関わりについて論じている。⁵しかしこれらの研究は、各大学が個別にいつ頃五大法律学校に入っていたか、またそのなかで誰が何をしていたのかを論じているのみで、五大法律学校が連携して行ったことは社会的に、法学教育史的にどのような意味を持っていたのかには言及していない。さ

らに言えば、討論会がいつ、どんな内容で行われていたかすらわかっていないのが実状である。

その意味では、まずは五大法律学校に関する史料を収集・分析し、実態を解明していく必要があると考える。明治大学は早くも昭和四七年に『新聞集成 明治期五大法律学校関係史料集』⁷を刊行、そのほか、後述するが五大法律学校の誕生のきっかけとも言われる私立法律学校特別監督条規に関する史料も『早稲田大学史記要 第一〇巻』および『東京大学史紀要 第三号』に掲載されている。また専修大学も近年、『五大法律学校の時代』と題した史料集⁹を刊行している。本稿ではこれまで提示されてきた史料のほか、新聞記事や法律雑誌の記事を使用して、五大法律学校の実態にできる限り迫ってみたいと思う。

1. 「?：大法律学校」という名称の初出

まず最初に、「五大」に限らず、私立法律学校がグループ・ピングされたのはいつ頃からなのかを確認しておきたい。

明治一四年（一八八一）三月、専修学校の開業上申に名を連ね、同校の講師を務めていた高橋一勝（後に中央大学の創立にも尽力）が初代編集長になって刊行された法律雑誌『明法志林 第五号』（明治一四年五月刊行）には次のような記事が掲載されている。

○連合法律討論会

今回、専修学校、明治法律学校、東京法学社、茂松法学校、等ノ諸生徒衆カ団結聯合シテ法律討論会ヲ開設シ、各々平生研究セラレタルコトニ付、持論・定説ヲ述へ、以テ相資益スルノ目途ヲ立ント謀ラレ、去八日ヲ以テ生徒中ヨリ委員廿六七名ヲ撰ミ、明治法律学校ニ相会シ、其方法・規則ヲ制定センカ為メ評議ヲ催フサレシト聞ク、定メシ不日張行ノ場合ニ至ラハ法学振起ノ際ニ当リ、一層進歩ノ効カ見エルデ五座ロウ¹⁰

この記事によると、専修学校と明治法律学校、東京法学社、そして茂松法学校らの生徒たちが集まって法律討論会を開催しようとして画していた。そのために明治一四年五月八日に、各学校から委員として選ばれた二六〜二七名が、明治法律学校において、開催方法や規則を制定するための評議を行ったとある。

ちなみに茂松法学校¹¹とは、明治一一年に今川小路一丁目一番地（現在の専修大学付近）に設立された私立法律学校である。記事にある明治一四年頃の校主は広瀬帆三（代言人）で、教員四名、生徒数一〇〇名を超えていたという。残念ながらその実態は定かでない、閉学がいつかも不明であるが、卒業生には、衆議院議長・商工大臣などを務めた政治家・藤沢幾之輔、同じく愛知県出身の政治家・後藤文一郎、同志社の第四代社長を務めた西原清東などがいる。

これが、管見の限り、私立法律学校が集まって開催した連合討論

会の初出の例である。

この連合討論会の様子について、同じく『明法志林 第七号』（明治一四年六月刊行）に続報が掲載され、六月一二日には、明治法律学校で「法律連合討論会」が開催されたとある。参加者は各学校の生徒六〇名ほどであった¹²。

この討論会のその後については、明治一六年、新たに私立法律学校が連合して討論会の開催を企画した際の様子が朝野新聞で紹介されており、その記事に明治一四年の「法律連合討論会」の様子も記されている。

府下六大法律学校、即東京、明治、専修、専門、泰東等各学校の生徒が集合し、明治十四年頃府下に於て法律連合研究会と云へるを設けしも、設立後僅か三四回開会ありしのみにて其後中絶の姿なりしが、今度明治法律学校よりハ平沢小隼太、黒石政太、専修学校よりハ木内伝之助、小滝頭八、東京専門学校よりハ早川早徳、森谷三雄、泰東学校よりハ永井直蔵等の諸氏が右研究会再興に尽力され、一昨十一日九段坂下玉川亭へ会合し、同会の規則綱領等を討議せられたり、就てハ来る第三日曜日に初会を開かる、筈にて、此会の盛大に至りし上ハ一の雑誌を発売さる、由、定めし我国法律学の進歩上に莫大の利益あるべし¹³。

この記事によると、少なくとも明治一六年頃には東京法学校、明治法律学校、専修学校、東京専門学校、泰東法律学校などを「府下六大法律学校」と呼んでいたことがわかる。これが「？大法律学校」の初出と思われる、六校のもう一つは後で触れるが明治義塾である。そしてこれらの学校が明治一四年頃に「法律連合研究会」を開催していたが、三、四回開催しただけで消滅したとある。時期的に考えても、名前が挙がっている学校名を考えても『明法志林』にあった「連合法律討論会」と「法律連合研究会」は同じ団体と考えて良いだろう。いずれにせよ、「？大法律学校」という私立法律学校のグループは討論会や研究会の開催という連携から生まれたことをここでは指摘しておきたい。

さて、明治一六年五月一日に、九段下にあった茶亭「玉川亭」で再興・発足した六校の学校による研究会であるが、その後も続いたようで、同年一月二二日の読売新聞に掲載されている記事からも会の様子を知ることができる。

○当今府下に於て尤も評判よく、六大法学校と算へらると明治法律学校、明治義塾、東京法学校、東京専門学校、専修学校、泰東法律学校の教員生徒が申し合せ、法律上の研究に兼てハ親睦の意を表さんとて毎月一回づと集会する事に決し、去る十八日神田中猿楽町の専修学校にて第一会を開かれ、当日ハ同校教員法学士鈴木充美氏が会頭となりて成文律の可否に付て討論あ

り、会員ハ二百余名にて銘々得意の弁を振ひ、弁難攻撃時を移せしが多数にて成文律を可とするに決したりとか、尚ほ来月よりハ各校より一名づつ撰抜して会頭を順番に勤められるといふ

やはり、この六校は「六大法学校」と称され、府下において最も評判の良い学校とされている。そしてここで初めて明治義塾の名前が登場し、六校がどの学校を指しているかが判明したわけである。この時改めて再開された研究会は「法律上の研究に兼てハ親睦の意を表」すことを目的として、月一回づつ持ち回りで開催。しかし明治一六年一月二一日の朝野新聞の記事によると「他人の傍聴を禁じ」る内輪の会でもあった。そしてこの会では卒業生を交えず、教員と生徒が主体となっている点も後述する「五大法律学校連合討論会」との大きな違いとも言える。

ここまで紹介した雑誌や新聞記事からわかるように、茂松法学校や泰東法律学校、明治義塾など、現在の法政・専修・明治・早稲田・中央などの前身校以外にも、明治初期、多くの私立法律学校が東京にあった。しかし現存していないこともあり、それらの学校の実態はそれほどわかっていない。明治初期に誕生した私立法律学校の校名をいくつか挙げると、明治七年には「法律学舎」、明治九年には「講法学舎」、明治一〇年には「明憲学舎」が設立されている。特に法律学舎は、法政大学の前身校である東京法学社の設立にも関わった元田直が設立した学校で、日本における私立法律学校の

嚆矢とも言われている¹⁴。

当然のことであるが、学校をグループピングするためには、学校が複数あることが前提である。その意味では、私立法律学校がグループピングを可能にするほど明治初期から中期にかけて数多く存在した点にも着目すべきだろう。だからこそ、はやくも明治一六年には「六大法律学校」という呼称が登場するのである。そして明治一〇年代にはたびたびその名前が新聞記事に登場するほど、世間から注目されていった。

記事には六大法律学校として、現在の法政・明治・専修・早稲田のほか、泰東法律学校と明治義塾の名前がある。泰東法律学校についてはほとんどわかっていないが、明治義塾は、明治一四年に自由民権運動に従事していた馬場辰猪が中心となって設立した学校である。同年の九月二六日の郵便報知新聞には開校を知らせる広告が掲載されている。

今般同志相会シ学校ヲ創立、之ヲ明治義塾と名ケ、英書ヲ以テ政治・法律・経済ノ三科并ニ漢書、算術ヲ教授ス、有志ノ諸君ハ来ル九月十日ヨリ十月十日マデニ左ノ番地へ御申込アルベシ、但十月十五日開校ノ事

発起人 神田錦町二丁目二番地

馬場 辰猪 秦野重太郎

武藤 常德 西本 正雄

柿内 正補 豊川 良平
大石 正巳 谷 己猪

斎藤修一郎

明治義塾は英書を用いて政治学と法律学、経済学を教える学校であった。馬場はイギリス留学経験者、斎藤はアメリカ留学経験者とともに海外で法律学を学んでいる。こうした著名な講師を擁していたこともあり、開校当初より人気を博していたという。さらに明治一六年九月九日の朝野新聞には次のような記事を見ることができ

神田錦町の明治義塾にてハ、嚮に有名なる法律家を聘し、法律講習所を設け、生徒も日増に盛大に赴く勢なりしが、此度馬場辰猪・大石正巳の二氏が発起となり、京橋五郎兵衛町十四番地に該塾の詞訟鑑定所を設け、今日の広告に在る通、来る十五日より其業務に従事せらるゝと聞く、右ハ当今の代言社会に行ハる、弊害を一掃するの目的より起り、正直廉潔の士に非ざるよりハ同盟を許さざる見込の由なれば、必ず社会の爲めに一大利益を奏するに至る可し

このように学校だけでなく、法律講習所や訴訟鑑定所を付設し、生徒も日増しに増大していたことがわかる。法律学校の研究はこれ

まで、現存する私立法律学校を対象とした研究が多かったが、今後は現存していない学校についてもその実態解明を行っていくべきだろう。

この六学校による連合会は明治一七年六月に第五回が開催されたことは新聞記事¹⁵から確認できるが、それ以降の動向は定かでない。しかし、本章で示したように、私立法律学校の連携は遅くても明治一四年には討論会や研究会という形で始まっており、この会に集まった学校たちが「六大法律学校」という名称を付されていたことは明らかである。

2. 「五大法律学校連合討論会」の結成

明治一四年（一八八一）以降、私立法律学校は合同で討論会や研究会を開催していた。そこに集まった学校を「六大法律学校」と呼んでいたわけであるが、では「はじめに」に提示した「五大法律学校」はいつ頃からその名称が使われるようになったのだろうか。

「五大法律学校」という名称が新聞記事や雑誌記事に登場するようになったのは、東京法学校・専修学校・明治法律学校・東京専門学校・英吉利法律学校の五校の教員・校友・生徒が会員となって開催した「五大法律学校連合討論会」以降のことである。なぜなのか。明治二年三月一日に第一回を開催、以後、隔月一回で、開催されることとなったこの討論会は、その開催日時だけでなく、討論テーマも新聞や雑誌に告知していたからである。とはいえ、その

手法は先に挙げた六大法律学校による討論会を踏襲したもので、六大法律学校の討論会でも日時・場所・議題（問題作成者を含む）を新聞で告知していた。

明治二十一年二月二十九日の読売新聞は、五大法律学校連合討論会の開催を次のように紹介している。

東京五大法律学校の発言権を有する講師及び三年生以上の者が、高等中学校内講義室に於て催す大討論会ハ、来る三月十一日にて、其問題ハ人を謀殺せんとし、既に着手中なりしが、真実悔悟を生じ、遂げ得ざりし者の処分如何等なり

このように三月一日に開催される討論会の問題を「人を謀殺せんとし、既に着手中なりしが、真実悔悟を生じ、遂げ得ざりし者の処分如何等なり」と告知していたことがわかる。この問題を討論するため、五校の講師や三年生以上の生徒、そして卒業生が集まった。さらに討論会開催の告知は関西圏でも行われている。同年三月二〇日の朝日新聞の大阪版は「五法律校の連合討論」と題する記事が掲載され、三月一日に第一回の連合討論が開催されたことを知らせるとともに、すでに第二回が五月一三日に開催されることをも知らせているのである。

このように東京版のみならず大阪版まで「五大法律学校」もしくは「五法律校」という名称を使っているが、これを読んだ人々は果

たして、この呼称を理解していたのだろうか。さらにほかの記事を探すと「五校生徒討論会」と題された明治二十一年三月一日の読売新聞の記事では、この五校を「政府の監督を受け居る東京五私立法学校」と解説している。

この場合の政府の監督を受けている東京の五つの私立法律学校とは、明治一九年に制定された「私立法律学校特別監督条規」に基づき帝国大学の管理下に置かれた五校（東京法学校・専修学校・明治法律学校・東京専門学校・英吉利法律学校）を指す。

特別監督条規は、これまで東京府知事の管理下にあった私立法律学校を、この年に制定した「帝国大学令」により東京大学から改称された帝国大学の特別監督下に置くことというもので、私立法律学校を国家の管理体制下に置くことによつて自由民権運動の影響力を排除するとともに、下級官吏の供給源を明確に打ち出した法令と言える。前者は、それまで各校が独自で定めたカリキュラムに基づき、法学教育を行っていたが、条規の第二条によつて、入学者は普通学科を修めた者で、三年以上の課程で国内法とそれに関わる外国法を比較して履修することが定められたことによる。後者は第七条に「私立法律学校ノ卒業生ニシテ、帝国大学総長ニ於テ優等ナリト認メタル者ハ、法科大学ニ於テ司法官吏立合ノ上、更ニ試問ヲ為スコトアルヘシ、此場合ニ於テ試験及第ノ者ニハ及第証書ヲ交付スヘシ」とあつて、試験合格者には判事登用の道を開くようになったことによる。

この条規の歴史的意義については、松崎彰氏によると二つの側面があったという¹⁶。一つは「官立学校を媒介とした私学への国家的統制を強調する見解」、そしてもう一つは「司法省の関与をもって、安定した司法官僚の再生産機構創出を目指した政策とする見解」である。なぜこの五校が選ばれたかについてはいまだ不明であるが、いずれにせよ、この五校のみが帝国大学管理下に置かれた意味は大きく、私立法律学校で法律を学びたい若者たちの受験先は五校に集中し、各校とも多く生徒を集めたと言われている。

このような説明もなく「五大法律学校」という名称を朝日や読売のような一般紙が使用していることを鑑みると、明治二十一年頃には、少なくとも法律に関心を持つ人々にとっては馴染みのある用語であったと言えよう。

話を連合討論会に戻す。明治法律学校の卒業生・帖佐頭が第一回大会開催に際して述べた「開会の趣意」が残っている。開催の目的を知るためにも長文になるが引用する。

開会の趣意

本委員
明治法律学校校友

帖佐頭君

唯今から五法律学校連合の討論会を開きます、茲に置きまして私は発起者一同に代りて本会を企てたる趣旨并に本会永続の方法に付き、聊か考按を述んと存じます

扱て本会を企てましたる趣旨は、第一學術を研究し、次に親睦を厚ふするにあります、ソコデ私共の希望する処は、本学をし

て學術の研究は深く進み、會員の親睦は固く、爾來會員に於て論究したる擬律の論結は今後日本の裁判例となり、尚ほ進んで將來立法の基礎を為すの盛大に至ること此れであります

而して本会永続の方法ハ予め會則を設け、其他委員を撰挙し、万事を周旋せしむるは勿論、第一諸君と熱心勉強にあります、且又學理の争より私怨を挟むが如き卑劣の事がなひ様に致した

ひ
因て本日は五校の教員・校友・生徒諸君の御參會を請ふて、此の討論会を開きましたが、唯今の所では別段規則もありませんで直に討論に取掛りますが、発起者共の考へでは当分は目下緊要なる事柄文御約束致し置き、然る後着々諸則・名簿等も編製したらば善からふと思ひます

夫れ故に第一會日次に会場、會頭、及び問題提出の事を定めなければならぬが、会場は当所を（大学校講議室）拝借することにし、會日は隔月第二日曜日、會頭は出席の講師と定め、討論問題は各自の提出したるものを開會前、委員の集會に決定して各校の會員へ報告することにしたらば善からうと存じます

夫から本會に於て一大雜誌を發兌したらば、広く全国法学篤志ノ諸君ニ法理を質すことを得、且つ本會永続の資本ともなり、旁々好都合でハなひかと考へます、併しこれハ容易の業にあらざれば、何れ他日諸則も確定したる後、教師諸君へも相談したる上緩々着手するも遲きにあらざと思ふ

以上、発起者共の考按であります、終りに一言致し置くは、本会は五法律学校連合討論会と云ふも、此れは五校たる無形人の集合でなくして、五校に関係ある人々の集合したる様を指して申したのであります

先づ一回を開きますに際し、聊か其趣意を演べて置きます¹⁷

帖佐の趣意によると、開会の目的は①學術の研究、②親睦であった。この会において会員が論じた擬律（犯罪事実法律を適用すること）の結果が今後の裁判例となり、さらに立法の基礎になつて欲しいという壮大な抱負も述べている。また今後は隔月の第二日曜日に開催し、会場は帝国大学の講義室を使用、討論問題は事前に提出し、各校の会員に告知することなども提案している。

第二回以降、実際に帖佐がここで述べたような形式で会は進められていく。規則や名簿の作成もここでは示唆しているが、その後つくられた記録は残っていない。趣意の最後で述べているように、あくまでもこの会自体は五校による本格的な組織でなく、五校に関する人々が集まつて行ふ会であった。その意味では極めて緩やかな組織による討論会であつたと言えよう。

会の詳細な実態については、表を参照してもらいたいが、ほぼ二ヶ月に一回、場所は毎回、帝国大学講義室において、基本的には午後から開始され、民事や刑法などの討論を行った後、帝国大学や五大法律学校の講師、時には裁判所に勤務する実務者、海外の法律

研究者による講演を聞くというスタイルであつた。

会は毎回、盛況だつたようで、ほぼ満席となる一五〇〇〜二〇〇〇人が集まり、講義室は熱気に溢れていたという。ここまで多くの参加者を集めた理由として、従来のような講師・生徒だけの研究会・討論会だけでなく、卒業生に門戸を広げたことが大きな要因と言える。特に討論の中心は卒業生で、講師や生徒が討論者となることはほとんどなかつた。会を重ねるごとにその傾向が強い。学校を卒業しても、こうした会に参加できるとするのは卒業生にとつて大きな魅力であり、自らをアピールする場になつたと思われる。この点が五大法律学校連合討論会の一番の特徴と言えるだろう。

新聞記事で確認できる限りでは、連合討論会は明治二三年一月九日まで続いており、「はじめに」に述べたように明治二三年七月までという各大学史の記述は間違つている。なぜ間違つた記述になつているのかについては、次章で触れたいと思う。

3. 連合討論会を記録した雑誌の刊行

連合討論会は、その内容が新聞や雑誌に頻繁に告知・紹介されたことで、世間に広まつていったことは間違いないが、もう一つその存在を広めたものに刊行された討論筆記がある。ここではその討論筆記について述べる。

五大法律学校による連合討論会を記録した雑誌は現在、三種類確認できる。雑誌の刊行は、先に紹介した帖佐が「開会の趣意」でも

「夫から、本会に於て一大雑誌を発売したならば、広く全国法学篤志ノ諸君ニ法理を質すことを得、且つ本会永続の資本ともなり」と述べているように、討論会開催当初から計画していたものと思われ。会の内容を全国の人々に知らしめるため、そして売上金によって討論会を継続させていくためである。

英吉利法律学校の創立者の一人であり、帝国大学法学部教授を務めていた穂積陳重もこうした雑誌刊行の必要性を次のように述べている。

希臘、羅馬ノ公市場法廷ノ如キハ、聴衆多ケレハ多キホト眞正ノ法律家ヲ出スノ障害トナレリ、本邦五大法律学校ノ連合討論会ノ如キハ之ニ異リ、聴衆多ケレハ多キホト、眞正ノ法律家ヲ養成スルノ効益多カルヘキヤ疑ヒナシ、然レトモ帝国大学ノ講義堂、僅カニ千有四百ノ会衆ヲ容ル、ニ足ルノミ、故ニ本会々員ニシテ臨場スルヲ得サリシ者亦タ尠カラス、爰ニ於テ本会幹事諸氏相議シテ討論筆記ヲ公刊スルノ挙アリ、此挙タルヤ本会ヲ全国ニ公開スルモノナリ、此挙タルヤ聴衆ヲ全国ニ求ムル者ナリ、此挙タルヤ本会討論ノ是非ヲ全国ノ法律家ニ問フ者ナリ、是レ豈ニ美挙ト称セサル¹⁸

穂積は、眞の法律家を養成するためにも、五大学による討論をできるだけ多くの人々に聞かせる必要があると主張している。しかし

帝国大学の講堂は一五〇〇人程度しか収容できず、会員であっても入場できない人も多い。だからこそ討論筆記の刊行は、討論内容を公開することで、東京だけでなく、全国の法律家に討論内容の是非を問うものであると高く評価しているのである。

最初に討論会を記録した雑誌として刊行されたのが、『五大法律学校連合討論筆記』で、明治二十一年（一八八八）八月二一日の東京日日新聞には次のような新刊広告が掲載されている。実際に討論会が開かれて、五ヶ月経た後であった。

●題字○大審院長尾崎忠治君●序文○法学博士穂積陳重君○法律博士富井政章君○日本仏国法学士岸北辰雄君○法学士江木東君●祝辞○法学士合川正道君○米国法学士相馬永胤君●演説○大学総長渡辺洪基君○宇川盛三郎君

五大法律学校費 討論筆記 第一回 合巻冊

定価金貳拾五銭○前金拾冊以上壹割引○全百冊以上貳割引○郵税壹冊金拾四銭○七八ノ両月ヲ除キ隔月ニ壹回発行

本書ハ府下五大法律学校、則チ明治法律学校・英吉利法律学校・東京法学校・専修学校・東京専門学校ノ講師・校友・学生等ノ諸君カ連合シテ、本年三月・五月ノ二回ニ帝国大学講議室ニ於テ民事・刑事ノ二問題ニ就キ、英米仏ノ法理ニ照シテ討論シタル筆記ナリ、而シテ其発言者ハ法学士磯部四郎君、全飯田宏作君、法学士山田喜之助君、薩埵正邦君等ノ諸士ヲ始ト

シ、各校々友等ナリ、故ニ法理ヲ研究スルニ於テ一大有益ナルハ勿論、討議弁論ノ方法等モ併テ之ヲ知り得ベシ、苟モ法学ヲ修ムル諸君ニ於テハ実ニ必読スヘキ良書ナリ、本書ハ初巻ナルヲ以テ巻首ニ序文・祝辞等ヲ掲載シタリシモ、次回ヨリハ之ニ代ルニ諸士ノ有益ナル論説ヲ以テスベシ、抑モ本会ハ我国ニ於テハ未曾有ノ挙ナルヲ以テ、会日ノ景況ハ各新聞ニ詳記スルカ如ク実ニ非常ノ盛会ナリシ、是レ江湖諸君ノ既ニ了知セル所ナリ、今ヤ本社五校ノ委員諸君ト訂約シテ本書ヲ発行ス、請フ陸続講読アラントコトヲ

発行所 東京銀座四丁目 博聞本社

大坂備後町四丁目○千葉県千葉町
福岡県博多中島町○埼玉県浦和駅 博聞分社

題字は現在の最高裁判所に相当する大審院の長・尾崎忠治の手によるもので、当時の法学会を代表する人々や各校の幹事たちが序文や祝辞を寄せている。定価は二五銭。前金で一〇冊以上購入する際は一割引、一〇〇冊以上は二割引となっている。

当時の販売方法としてまとめ買い一〇〇冊を想定している点に、各校の生徒や卒業生への購入の期待がうかがえる。

広告には七・八月を除き隔月一回の発行とあり、第一回・第二回合本とある。現存するこの合本には奥付がないため、正確な刊行日を知ることはできないが、広告には八月を除くとあるので九月初旬

に刊行されたと考えて良いだろう。内容は三月に開催された最初の討論会、そして五月に開催された二回目の討論会の内容が記載されている。しかし新聞記事を見ると第二回目の開催日は五月二〇日であるが、同書では五月二一日開催となっている。単純なミスとも考えられるが、このような実際の討論会と筆記の記載内容との齟齬は刊行最初から見ることができ。

この『五大法律学校連合討論筆記』の続巻は、九月三〇日に開催された三回目の討論会を記録した第三号が、予定通り十一月に刊行されている。しかし、これを機に『五大法律学校連合討論筆記』は突然、雑誌名が『五大法律学校連合討論会雑誌』と変更されるのである。

明治二二年一月に新たに刊行された『五大法律学校連合討論会雑誌』の緒言を見てみよう。

五大法律学校連合討論会雑誌

緒言

一本誌ハ、特別認可英吉利法律学校・明治法律学校・東京法律学校・東京専門学校・専修学校ノ講師・校友大凡一千有余ノ法学者ヲ以テ組織セラレタル五法律学校連合討論会ノ討論筆記并ニ講談・論説等ヲ登載スルモノナリ、今ヤ之ヲ刊行シ、以テ世ニ公ニシ、其ノ是非ヲ全国法律家ノ輿論ニ問ハント欲ス一本誌ハ、旧五大法律学校連合討論会筆記ヲ改題セシモノニシ

テ、之ト接続シ、旧誌第四回ニ当ルモノヲ更ニ本誌ノ第一号トシ、毎月一回ツ、発行ス

一本誌ハ、五法律学校連合討論ノ名称ヲ付スト雖トモ、其実無形人ナル五校ノ連合ニ非ラスシテ、五法律学校ニ関係アル人々ヲ以テ組織シタル討論会ノ筆記ナリ

二番目の一つ書には、『五大法律学校連合討論会雑誌』は『五大法律学校連合討論筆記』を改題しただけで、連続性があると述べ、『五大法律学校連合討論筆記』の第四回にあたるのが、『五大法律学校連合討論会雑誌』の第一号であると明記している。そして隔月発行が月一回の発行に変更された。奥付を見ると定価も二〇銭と値下がりしていることがわかる。

しかし討論会自体は隔月開催である。それを記録する雑誌が月一回発行では内容は合致するわけがない。それでも『五大法律学校連合討論会雑誌』は第四号まで月一回は発行された。その内容については、表を参照してもらいたい。第二号・三号については実際の討論会と違う開催日になっているし、第四号に至っては、実際にあった討論会を記録したものでどうかすら定かでない。

そして明治二二年八月一四日の読売新聞の記事を見ると「五大法律学校連合討論会雑誌ハ第四号限にて廃刊せり」とあるように、『五大法律学校連合討論会雑誌』は明治二二年四月に刊行された第四号にて廃刊となり、次に元の書名である『五大法律学校連合討論

筆記』の第四回配布本が同年八月に刊行されている。なぜこのように複雑な刊行方法を使ったか、これもまた不明である。同書第四回配布本の「緒言」には次のようにある。

本誌ハ最初討論筆記ト題シ、第一回ヨリ三回迄出版セシ処、都合ニヨリ第四回ヨリ討論会雑誌ト改題シ、更ニ第一号ヨリ四号迄毎月一回発行セリ、然ルニ今回旧題号ニ復シ、且ツ旧回数ヲ襲キ、第四回ヨリ隔月一回発行ス

この緒言にあるように『五大法律学校連合討論筆記』と『五大法律学校連合討論会雑誌』を刊行年代順に並べると

明治二二年 九月	『五大法律学校連合討論筆記』
	第一回・第二回合一冊
明治二二年 一月	『五大法律学校連合討論筆記』 第三回
明治二二年 一月	『五大法律学校連合討論会雑誌』 第一号
明治二二年 二月	『五大法律学校連合討論会雑誌』 第二号
明治二二年 三月	『五大法律学校連合討論会雑誌』 第三号
明治二二年 四月	『五大法律学校連合討論会雑誌』 第四号
明治二二年 八月	『五大法律学校連合討論筆記』 第四回

となる。『五大法律学校連合討論筆記』と『五大法律学校連合討論

『会雑誌』はいずれも博聞社から刊行されている。博聞社は明治五年に長尾景弼が創業、明治前期においては大手の出版社と言われ、専修大学創立者の一人・相馬永胤も明治一四年に『英米売買法』という書籍を同社から刊行している。

博聞社については、明治期を代表する翻訳家であり、評論家でもある内田魯庵が「銀座の本屋」と題した随筆のなかで次のように述べている。

其の頃（明治十四五年頃）の銀座人物誌として第一に挙ぐべきは博聞社の長尾景弼であろう。記憶が臆気であるが、タシカ南銀座の西側の黒沢タイプライターのあたりだったと思う。間口の広い堂々たる店構で、書生ッぽの我々には入り憎かった。其の頃の出版界は新旧交代期で、江戸時代からの旧家の芝神明前の泉市は古い暖簾に余威を張っていても強弩の末魯縞を穿つ能わざる頽勢をドウする事も出来ないで勞れ切っていた。（中略）伝統のある是等の和本屋では木板和紙の漢文物を旨として、活字の洋本とすべき性質の舶来臭い新らしい著訳物は余りに喜ばなかった。勢い翻訳系統の片仮名交りの新著を迎うる出版者が起らねばならなかったので、博聞社は此の先駆者でもあり又成功者であった¹⁹

このように博聞社は明治という時代に誕生した新進気鋭の出版社

であった。販売に関しても、大阪・千葉・埼玉・福岡に分社を構え²⁰、全国の販売所（北海道から鹿児島まで）と契約していた。

この二種類の討論筆記を刊行していた時期の博聞社は、明治二〇年の火災により社屋が全焼するという苦しい時期であった。稲岡氏によると「博聞社の経営は皮肉にも明治二十三年頃を境に傾き始め」ている。そして凋落の要因の一つに「それまで博聞社の牙城であった出版分野に、例えば博文館の法律書のように一般読者に向けた安価な書籍が大量に流入し、また政治法律経済関係雑誌が次々と出て博聞社の読者を奪った」ことを挙げている²¹。

稲岡氏が指摘する事例の一つかどうかは定かでないが、討論筆記は博聞社から博文館に発行元を変え、明治二二年一二月、新たに『東京五大法律学校連合討論筆記』という名称で刊行される。博文館は明治二〇年に大橋佐平によって設立され、明治期には日本最大とまで言われるほど発展した出版社で、現在の二大取次の一つトーハンも博文館の取次部門として出資した会社であった。

博文館の特徴は「大部数低価格、薄利多売主義をとり読者層を拡大した。同時に全国の書店を組織して売捌所制という流通組織をつくりあげた」²²点にあると言う。法律関係雑誌である『日本之法律』を刊行したのは創立の翌年である明治二二年二月のことで、その後六年一〇ヵ月に渡って刊行された。『東京五大法律学校連合討論筆記』はこの『日本之法律』の号外として刊行されたのである。

『東京五大法律学校連合討論筆記 第一編』刊行の目的・経緯は

次の通りである。

緒言

一本誌ハ東京ニ於ケル和仏法律学校、東京専門学校、東京法学院、明治法律学校、専修学校ノ講師・校友ヲ以テ組織シタル連合討論会ノ筆記并ニ講談論説等ヲ登載スルモノナリ、而シテ続々之ヲ刊行シ、以テ世ニ公ニスル所以ハ、其論決ノ是非ヲ江湖ノ君子ニ質シ、又之ヲ後進諸君ノ裨益ニ供セントスルニアリ

一本誌ハ従来博聞社ヨリ発兌シ来リタリト雖、尔後之ヲ博文館ニ於テ発兌シ、隔月一回之ヲ発行ス、依テ更ニ之ヲ第一編トナシタルナリ²³

一番目の一つ書については、これまでの『五大法律学校連合討論筆記』および『五大法律学校連合討論会雑誌』とほぼ同じ内容であるが、生徒が入らず、講師・校友のみで組織した連合討論会であるという点が違う。実は組織の構成員から生徒を抜いているのは、『五大法律学校連合討論会雑誌』の緒言も同様で、実際の討論会における討論者のなかで生徒が少なくなったのはこの点にあるのかも知れない。

二番目の一つ書には、博聞社から博文館に発行元を変更したことと、月一回発行から元の隔月発行に戻った旨が記載されている。

『東京五大法律学校連合討論筆記』のその後の刊行状況は次の通りである。

- 第一編 明治二二年一月一四日発行
- 第二編 明治二三年一月三〇日発行
- 第三編 明治二三年四月三日発行
- 第四編 明治二三年六月一日発行
- 第五編 明治二三年七月一日発行
- 第六編 明治二三年八月十四日発行

予定の隔月発行より、そのペースは速く、九ヶ月で六編が刊行された。第六編は、明治二三年七月一三日に開催された連合討論会の内容を収録している。そして『東京五大法律学校連合討論筆記 第六編』が現存する五大法律学校連合討論会の最後の記録となった。さて、「はじめに」で専修大学や中央大学の百年史には、五校による連合討論会の終焉を明治二三年七月としていと述べた。それはおそらく、この『東京五大法律学校連合討論筆記』が第六編以降現存していないことから、収録されている七月の討論会を最後の回としたものと考えられる。

このことは、五大法律学校連合討論会をこれまで述べてきた三種類の討論筆記からのみ分析してきたことを意味している。しかし、その内容に多くの疑問点があることはこれまで指摘してきた通り

で、表にあるように、七月以降も討論会は開催している。確かに三種類の討論筆記は我々に多くの情報をもたらしてくれるが、その取り扱いにはかなりの注意が必要である。そのためにも今後は新聞記事や雑誌記事などを利用しつつ、討論筆記を利用していく必要があるだろう。

その内容の信憑性はともかく、五校による連合討論会の筆記は、明治期を代表する出版社から刊行・販売されていた。その発行部数は不明であるが、大手出版社がその刊行を引き受けたのは、それに部数が売れると確信していることと思われる。

というのも、この時期、五大法律学校の生徒は五〇〇〇人近くいたと言われている。中央大学の創立者の一人・江木衷は法学徒の数について、「之ヲ東京府内巡查ノ総数ニ比スルモ尚ホ三分ノ一ヲ多クシ、殆ト各鎮台ノ兵数ト相匹敵ス」と述べている。潜在読者としては十分な数と言えよう。

このことを裏付ける明治二二年五月一八日の読売新聞の記事を紹介する。

○私立法律学校の生徒 其筋にてハ目下府下の私立法学校にある生徒の数を取調べたるに五千五百余人にして、一昨年 of 今日に比すれば無慮千五百人以上の増加なりと云ふ、法学の振興実_ニ其盛を極めたりと云ふべきも、他の実学ハ其割合に之に従事するもの少く、頗る権衡を失へる有様なるが、今後我国ハ果し

て此の多数の法学者を需要するや否や、甚だ覚束なきことなりと、彼是痛心せらるゝ向もあるやに聞けり

明治二二年時の私立法学校の生徒数は一昨年から一五〇〇人増加の五五〇〇人。ほかの学問分野には見られない傾向であった。ただし、これほど法学徒がいても、将来、社会が彼らを受け入れることができるかどうかは不明であると危惧もしている。

この五五〇〇人という数字は、あくまでも東京にいる生徒の数である。読者として想定されるのは、生徒だけでなく、卒業生もであった。

その一例として地方在住者で私立法律学校出身者の手による書評を紹介する。

東京五大法律学校連合討論会筆記を読む

在神戸 伊藤秀雄 妄評

◎講談

○英仏独法律思想の基礎 穂積陳重先生

予は、明治廿年の頃、今の東京法学院に在り、先生の、比較法理論を聴くの榮を得たり。然るに、当時、監督試験の事に関して、先生と、諸講師の間に、確執を生じ、兎角の中に学年を終りて、予輩の、講堂を辞することとなり、遂に、全く、之を拝聴するを得ざりしは、頗る、遺憾の事なりき。今や、博文館

の紹介により、本論を拝読するの機にあひ、親しく、先生の温容に接するの思あり。感謝に堪へず。其三国の法律思想の基礎を論して、(英吉利は主権に依り、独逸は国家により、仏蘭西は社会に基く)云々と、云はるゝに至ては、議論明晰。殊に、三国の沿革歴史を比較して、一々、之を説明せらる。其用意の周到なる、何時も乍ら敬服の外なし。予は、曾て、井上正一先生の、日本治罪法講義を読み、(社会刑罰権云々)に至て、大に、之を疑ひ、明治法律学校々友某と、徹夜之を論弁せし事ありき。当時、予は、主権論を主張して社会説を非難し、彼は、社会説を弁じて主権論を駁せり。則ち、法律思想の異なることなるを是れ察せず、互に、自家の説を貫かんとせしものにして、恰かも、油と水とを混合せんとするに等しく、水は油を、己に混せしめんとし、油は水を、己れに和せしめんとせるか如し。徹夜喋々するも、詮なきこと勿論なり。今や、先生の本論を読み、大に、発明する処あり、疑団を氷解するを得しは、全く、先生の賜にして、余の、深く鳴謝する所なり。²⁵

掲載紙は『日本之法律』であるため、討論筆記を多くの人に買ってもらうために掲載したとも考えられるが、この書評は、東京法学院を志半ばで辞めざるを得なかった伊藤秀雄の手によるものである。穂積が「英仏独法律思想の基礎」と題した講演を行ったのは明治二二年九月七日のことで、『東京五大法律学校連合討論筆記 第

一編』に収録されている。

彼は在学中、穂積の授業を受けていたこともあり、講演録を読むことで、学生であった頃の記憶が呼び起こされたようで、当時の思ひ出話などを綴っている。

このように地方に暮らす私立法律学校出身者のように、全国には法学に関心を持つ人々が数多くいたと思われる。その意味では数万の読者が想定され得るのである。発行を引き受けた出版社にとっても彼らの存在は大きかったと言えよう。以上、本章および前章で述べてきたように、新聞や法学雑誌の記事や広告、討論筆記の刊行を通して「五大法律学校」の名前は全国に知れ渡っていったと考えられる。

4. 「五大法律学校」によるその他の連携

五大法律学校による連携は討論会の実施以外にも行われている。連合討論会は各学校の講師・校友・生徒の集まりであるが、明治二一年(一八八八)五月一六日に、各校の幹部や講師らで組織した「連合五法律学校」という会が結成されている。

同年五月一七日の読売新聞には次のような記事が掲載された。

○五大法律学校の相談会 英吉利法律学校、東京専門学校、専修学校、明治法律学校、東京法学校等の幹事其他講師の人々ハ、去る六日、文部大臣の発布したる特別認可学校規則に基い

て請願する事に付昨十六日、神田の万代軒に集合して相談会を開きたり

五月六日に發布された特別認可学校規則に対して、五校が連携して政府へ請願するための相談会を開いたとある。

明治二十一年、特別監督条規制度は廃止され、新たに特別認可学校規則を公布し、文部大臣の認可を受けた特別認可学校が置かれることとなった。実は五校による連携はその時を境に増えてくる。

先に挙げたように特別監督学校の卒業生には判事登用試験に際し、特別な恩恵や徴兵猶予の特典を与えていた。そのほかにも帝国大学や司法省法学校の学生と同様に司法省発行の法律書が原価で購入することができた。²⁶

当然、五校が特別認可学校制度のもとでも、同様の恩恵を受けたいと考えるのは当然のことと言えよう。しかも特別認可学校制度は、法学を教授する学校だけでなく、政治学や理財学を教授する学校まで対象を広げ、司法官だけでなく、行政官への登用試験にも卒業生に特別な恩恵を与えることになっていた。その点、五大法律学校の一つと言いながらも、法学教育より経済学教育にシフトしつつあった専修学校や、政治学教育にシフトしつつあった東京専門学校にとっては大きな転換期であった。

話を「連合五法律学校」に戻す。繰り返すが、この会が結成された明治二十一年五月は「特別認可学校規則」が公布された月であっ

た。だからこそ、この会は、第一回会議で「五法律学校ハ各適宜ニ認可学校タルノ請願ヲ為ス事」を議決しているように、まさに新たに施行された「特別認可学校規則」に五法律学校がどのように対応していくかを協議する場であった。

早稲田大学に残る会議録「連合五法律学校要録」によると第一回開催時の議決事項は次の通りである。

- 一 五法律学校ハ、各適宜ニ認可学校タルノ請願ヲ為ス事
- 一 五法律学校連署ヲ以テ、目下在校生徒中第二年生・第三年生ニ限り、明治廿一年文部省令第三号ニ依り入学試験ヲ要セス
- 認可学校生徒タルノ特典ヲ与ヘラレンコトヲ文部大臣ニ請願スル事
- 一 毎年二度五法律学校ノ懇親会ヲ開ク事
- 一 半年代リノ当番ヲ定メ置キ、五法律学校ニ関スル総テノ事ヲ処理スル事

この会議を経て、明治二十一年六月二十七日、五法律学校々々長連署の請願書を東京府庁を経由して文部大臣宛に提出している。この請願書に対して、文部大臣からは九月二四日付で左のような返答もらっている。

書名在来ノ第二年課以上ノ生徒ニ特別認可学校規則第三条ノ入

学試験ヲ欠ク儀ハ、聞届ケ難シト雖トモ、其入学試験ヲ該生徒卒業期マテ延期スルハ苦シカラス、又全第一年科生徒入学試験延期之儀願之通

このように特に五校が問題としていたのは、各校が認可学校として認可された際、それ以前、つまり認可学校になる前にすでに入学していた生徒（二年生・三年生）も、認可学校生徒と同様の恩恵を受けることができるのかという点である。五校は文部大臣に対して連名で請願書を提出し、その結果、ほぼ期待通りの回答を得た。

そのほか請願こそ見合わせているが、代言人試験の受験資格を五法律学校の卒業生のみにするなどとも議決している。かなり五法律学校の生徒へ特典を付与してもらうべく、動いていたことがわかる。

五法律学校がそれぞれ単体で政府に提案や抗議してもそれを聞いてもらうことは難しい。そこで、同じ特別監督条規のもとで帝国大学の管理下にあった学校たちが連名で意思を発信していくことで、自らの学校の、そして生徒自身の利益になるように年二回集まって協議していたと考えられる。

会議の回数および日時・場所は次の通りで、

第一回 明治二十一年 五月一六日 万代軒

第二回 明治二十一年一〇月 万代軒

第三回 明治二十二年 六月一〇日 上野松源楼
第四回 明治二十二年二月二〇日 上野八百善楼
臨時会議 明治二十三年 三月一二日 東京法学院
第五回 明治二十三年 三月二九日 上野松源楼
第六回 明治二十三年一月 五日 上野松源楼
第七回 明治二十四年 四月二五日 上野松源楼
第八回 明治二十五年 四月一六日 上野松源楼

右記のように明治二五年四月まで続いていた。明治二六年には特別認可学校制度も廃止され、司法省による指定学校制度が開始されている。これを機に、特別認可学校制度への対応のために組織された「連合五法律学校」も解散したと思われる。

5. 五法律学校による「法学予備校」の設置

もう一つ、五校の連携事例を紹介する。「私立法学予備校」の設置である。校名に五校を思わせる名前こそないが、明治二十二年（一八八八）一月二七日の東京日日新聞に掲載された生徒募集広告には「本校ハ特別認可・東京専門学校、専修学校、東京法学院、明治法律学校、英吉利法律学校等、諸学校ノ認可生徒タラント欲スル者ノ受験準備ノ為メ必要ノ普通学ヲ教授ス」とあるように五校の受験を希望する若者たちを対象に開校した学校であった。五校が共同で付属校を設立したわけである。もちろん、広告には「又法学専門ニ

志ナク、単ニ普通学ヲ目的トシテ本校ノ学科ヲ修メント欲スル者ヲ
モ同一ニ教授ス」とあるように特別認可学校である五校以外に進み
たい若者も入学可能と書かれている。これも現在の付属校と同様で
ある。広告からこの学校の概要をまとめると、

名称…私立法学予備校

場所…神田区北神保町八番地

授業開始日…明治二十二年二月一日

学科…英語科、仏語科、数学科(算術代数幾何)、地理科、歴

史科、国語及漢文科

評議員…山田喜之助、松野貞一郎(英吉利法律学校)

岸本辰雄、宮城浩蔵(明治法律学校)

河津祐之、薩埵正邦(東京法学校)

相馬永胤、高橋捨六(専修学校)

高田早苗、宇田川盛三郎(東京専門学校)

校長…平松福二郎(明治法律学校)

幹事…永見明久(岸本辰雄義兄)

となる。評議員には五校の学長・幹事クラスが名を連ねているが、
校長と幹事には明治法律学校の関係者が就いている。現在、この学
校の規則「私立法学予備校規則」が明治大学にしか残っていないこ
とを鑑みると、五校のなかでも明治法律学校が主導したとも考えら

れる。場所は現在の神田神保町二丁目付近、現在の専修大学の近く
であった。

しかし、この法学予備校は『明治大学百年史』によると、「同年
一二月一〇日より授業を始めたこの予備校は、早々に明治法律学校
の予備校となる」²⁷とあり、法学予備校自体は廃止されたというの
である。その理由として、同書は「基礎学力を補充する意味での予
科に加えて、特別認可校規則が五大法律学校に適用されたことと無
関係ではない」²⁸と述べている。

認可学校規則の第三条に、特別認可学校に入学するためには、
「年齢満十七年以上ニシテ、尋常中学校卒業証書ヲ有スル者、若ク
ハ国語・漢文・外国語・地理・歴史・数学ノ各科ニ就キ、尋常中学
科ノ程度ニ依リ試験ヲ経テ及第シタル者ニ限ル」とある。つまり
「認可生となるための学力養成が必要になっている。そのため認可
校への予備教育機関として生れたのが法学予備校」²⁹であった。

しかし同書は、なぜ法学予備校が開始された翌月に早くも廃止さ
れ、しかも法学予備校を引き継ぎ、明治法律学校の子備科を編成し
たかについては言及していない。法学予備校の入学者も明治法律学
校の子備科に移ったのであろうか。そして翌二二年五月には明治法
律学校予備科は「明治普通学校」と改称されるも、同年一月には
普通学校を全廃される。法学予備校の設置からわずか二年という短
い期間であった。

実は、予備校については、専修学校も明治法律学校とはほぼ同じ経

路を辿る。法学予備校開校の一ヶ月後の明治三二年一月、東京府に
対して次のような「予備校設置願」を提出する。

予備校設置願

一 設置目的

本校ハ専修学校ノ生徒及其生徒タラント欲スル者ノ為メニ設立
スルト雖トモ、又普通学ヲ目的トシテ、本校ノ学科ヲ修メント
欲スル者、及本校ノ学科中、一科又ハ数科ヲ撰修セント欲スル
者ヲモ、同一ニ教授スル所トス
一名称

私立専修学校予備校

一 位置及敷地建物

神田区今川小路二丁目八番地

敷地 五百五拾九坪八合五勺

建物 百七拾三坪二合五勺

百拾七坪 教場
六拾三坪 合八勺 事務所其他附屬

一 学科学期課程及教科用書籍器械

学科学期課程 別紙甲号之通

教科書 別紙乙号之通

器械 無シ³⁰

『専修大学百年史』では、この予備校の設置を法学予備校の設置

だけでは満足しなかったためとしているが³¹、単純に考えれば、法

学予備校が廃止され、明治法律学校の予備科に編成されたためと考
えて良いだろう。

特別認可学校の一つである専修学校も、明治法律学校と同様の理
由で、普通学を教授する学校の必要性を感じていたのだろう。だか
らこそ法学予備校の廃止後すぐに専修学校予備校を専修学校内に設
置したと考えられる。

明治三三年三月一日には、専修学校予備校も東京普通学校と改称
する。明治法律学校と同様に予備校でなく普通学校になるわけであ
る。そして東京日日新聞に次のような生徒募集広告を出した。

英教生徒募集

東京普通学校ハ 諸官立学校・特別認可学校応試ノ学生ヲ教授
スル所ニシテ、英語学・数学・地理・歴史ヲ主トシ、和漢
学・理化・博物等ヲ教授ス

東京普通学校ハ 多数教育ニ従事スル専門ノ士ヲ以テ教員ト
シ、教育ニ有名ナル博士・学士七名ヲ商議員トス

東京普通学校ハ 毎日午前八時ヨリ正午迄ヲ教授時間トシ、各
級授業一週二十四時間トス、今般生徒百十四名ヲ募集ス、志
願者ハ至急申込ムヘシ、委細ハ規則ニアリ

特別認可専修学校内 神田今川小路二丁目八番地

立東京普通学校

この広告からわかるように専修学校を含めた特別認可学校入学のための予備校から諸官立学校入学のための予備校にシフトしている。しかし、その後はこの学校の生徒募集広告を新聞では見ることができない。明治法律学校が設立した明治普通学校と同様に廃止されたと思われる。

各校の百年史を見る限り、この時期の東京法学校、英吉利法律学校、東京専門学校には独自の予備校設置の動きは見られない。

特別認可学校規則の制定は、様々な方法で五校の結びつきを深める結果となった。法学予備校もすぐに廃止されたとはいえ、五校が共同で学校運営に乗り出そうとしたという事実は、明治二〇年代前半の五校の強い連携意識を示している。

6. 「？大法律学校」という名称の変遷

「五大法律学校」という名称が討論会によって広まったこと、さらには政府による特別認可学校規則の公布によって五校がさらに結びつきを強め、連携して研究会や会合を重ねてきたことなどを述べてきたが、当然のことながら、時代によって「五大」に含まれる学校には違いがある。また当時の雑誌や新聞記事には「五大」だけでなく「六大」「七大」「九大」、さらには「三大」まで、私立法律学校の様々なグループピングを見ることができると述べている。

特に特別認可学校規則により従来の五校のほかに、独逸学協会学校と東京仏学校の二校が新たに認可される。つまり「七大法律学

校」というように七校のグループピング、もしくは七校のうちの何校かを組み合わせたグループピングが可能となったわけである。さらに明治二六年（一八九三）一二月、特別認可学校規則に代わって司法省指定学校制度が導入されると、この七校のほかに、日本法律学校、慶応義塾と関西法律学校が入るようになる。「九大法律学校」と呼べる状況が整ったということになる。司法省指定学校とは、判検事登用試験規則によって、受験資格が与えられていた法律学校のことである。十大ではなく、九大としたのは東京法学校と東京仏学校が合併して和仏法律学校になっているからである。また英吉利法律学校も明治二二年に東京法学院と校名を変更している。

この場合のグループピングの変遷は、私立法律学校特別監督条規（五校）↓特別認可学校規則（七校）↓司法省指定学校（九校）という政府による私立法律学校の統制方法の変遷がその要因と言えるだろう。

グループピングが変遷する要因は他にもあった。実は専修学校は明治二四年には法律科の生徒募集を停止している³²ので、それ以降は厳密に言えば私立法律学校ではない。この点を高梨氏は指摘し、「五法律学校」の使用例として、明治二〇年代前半までは専修学校が入り、それ以降は日本法律学校が入ると指摘している³³。ただし、学校案内書では専修学校は明治期を通して法律学校のなかにグループピングされる例が多い。専修学校には法学部がなかったにもかかわらず「神田五大法律学校」の名称を明治末期に見ることができ

きるほどであった³³。それほどまで、専修Ⅱ私立法律学校というイメージは強かったのである。それも五大法律学校連合討論会の影響と言えるかも知れない。

専修学校が入らない私立法律学校の連携の事例も紹介しておく。

『法学協会雑誌 第一四巻第一二号』（明治二十九年一月刊行）の「雑録」に「五大其律学校連合討論会」という記事が掲載されている。記事によると明治二十九年一月八日に東京専門学校において開催されている。開催場所からわかるように、明治二十一年から二三年にかけて帝国大学で行われていた討論会とは別の会で、記事にも「往年の連合討論会の喧噪に始まり乱雑に終はりしと云ふ世評を再びせざらんことを希望する者也」とあるように、かつての連合討論会をかなり意識して開催されていることがわかる。この記事からは参加した学校は不明であるが、同年十二月、東京専門学校出版部から『東京六大法律学校連合討論筆記』という当日の筆記録が刊行されている。これを参照しながら、会の実態を探ってみよう。

『東京六大法律学校連合討論筆記』によると、この会に討論者として参加した討論者の出身校を挙げると東京専門学校・和仏法律学校・東京法学院・日本法律学校・明治法律学校の五校である。六大には一校足りない。発起人は早稲田法学会。参加者は各学校の講師・校友・学生とある。当初、早稲田法学会が参加を呼び掛けたのは日本法律学校・和仏法律学校・東京法学院・明治法律学校・慶応義塾・法科大学（帝国大学）の六校であった。ここに新たな法律学

校のグループピングを見ることができ。最終的に法科大学が参加を拒絶したため、書名を東京六大法律学校（東京専門学校・日本法律学校・和仏法律学校・東京法学院・明治法律学校・慶応義塾）としたと思われる。ちなみに『法学協会雑誌』が「五大法律学校」としているのは、慶応義塾から当日、討論者が出なかったためである。

早稲田法学会としては連合討論会を続けていきたいと考えていたようであるが、この会のその後について、史料を見出すことはできなかった。おそらく一回のみで終わったと考えられる。このことは、明治二〇年代前半のような各校による強固な連携事業がもはや成し得なくなっていたことを示している。そして、その後は各校単独開催による討論会のみが盛んに行われるようになっていった。

それはなぜか。その要因の一つとして、次の点が考えられる。明治二四、五年になると、府下の法律学校の人気にも陰りが見えるようになってくる。明治二四年九月一八日の朝野新聞には「法律学生の減少」と題して、昨年までは帝国大学法科大学の法律部の入学生が非常に多かったが、今年は法律部の人気落ち、政治部に入学する学生が増えたことを紹介。さらに二五年四月二日の読売新聞は「法学書生の増減」と題して、五大法律学校生徒が日を追って減少し、それに反して大阪の法学書生が著しく増大していることを紹介している。

『日本之法律 第六卷第二号』（明治二七年二月刊行）に「我法

学界冷熱の原因」と題した記事が掲載されている。

我国の法律学は、明治十八九年乃至二十三四年の頃を以て全盛を極はめ、昨今の形勢は、稍や不振の傾向を有する者の如し、何を以て之を謂ふか、曰く法律学校の不振、曰く、法律書出版の減少、曰く法律雑誌発行の減少等、以て之を証するに足る（後略）

このように明治一八年から二四年までが国内の法律学の隆盛であった。それ以降は法律学校の学生は減少、新聞広告も減少という状況になっていく。その意味で、法学隆盛期の五大法律学校の時代とは大きく違っていた。早稲田法学会が主催した連合討論会も法律雑誌が紹介するのみで、もはや五大法律学校連合討論会のように一般紙に取り上げられる時代ではなくなっていたのである。

おわりに

本稿では、「五大法律学校」の実態解明のための基礎的研究を目的として、私立法律学校はどのように連携して、何を行ってきたのかを確認してきた。特に五大法律学校（東京法学校・専修学校・明治法律学校・東京専門学校・英吉利法律学校）による連合討論会や連合会議、予備校設置の実態解明を中心に、史料を多く紹介したのは、今後の研究に寄与できればとの考えがあったからである。その

なかで従来、知られていなかった点も提示できたのではないかと思う。

最後にグルーピングの問題について、もう一度触れて本稿を終えたい。「五大法律学校」という名称は誰が名付けたのだろうか。新聞や雑誌などのメディアか、それとも自分たちか。この点について明らかにする史料を見出すことはできなかったが、重要な問題と考えている。なぜならば、当時者のあずかり知らぬところで、誰かが、複数の学校をある一つの言葉で言い表すことと、各校が主体的に集まって何かを行った（または行っている）ことに対して、一つの言葉で言い表す（これが本稿で言うグルーピングの意味である）ことは、意味が違うと考えるからである。

前者の例として、同じ特別認可学校のなかでも政府から補助金をもらっていた学校ともらってなかった学校がある。明治二三年（一八九〇）九月三日の『日本』に「三大法律学校の保護金」と題した記事が掲載されている。この記事は保護金を受けていた独逸学協会学校と和仏法律学校、東京法学院の三校を「三大法律学校」と呼んでいる。後者の例としては、今回取り上げた「五大法律学校」のほか現在では最も有名なグルーピングと言える「東京六大学」がある。

その大きな違いは自分たちがその名称を使っていたかどうかにある。少なくとも独協・和仏・東京法の三校は自分たちを「三大法律学校」と呼んでいなかったらう。しかし「五大法律学校」もしく

は「五法律学校」という名称は、当初は特別監督学校として始まったにせよ、当事者である五校が自ら使用していたことは、討論筆記や会議録からも間違いない事実である。本稿で私立法律学校の連携を「五大法律学校」というグループ・ピングから考察しようとした理由はここににある。

「五大法律学校」は、学校単位（その学校の生徒や校友・講師も含めて）で、主体的かつ大々的に何かを行うために集まった組織としては、最初の例と言えるかも知れない。それは明治期において専門教育を行う私立学校が誕生したこと、なかでも法律学校の数が多かったことがこれを成し得た要因であることは間違いない。つまり当時の法学教育の需要や私立法律学校への周囲の期待なしには、こうした集まりは生まれ得なかったと言つて良いだろう。

もちろん、常に「五大法律学校」同士は仲良く連携していたわけではない。特別監督条規下時代、帝国大学で行われていた優等卒業生試験をめぐつて専修学校と英吉利法律学校は対立問題を起こしている。新たに誕生した独逸学協会学校や日本法律学校への対応についても五校の足並みが揃っていたわけではない³⁴。それでも各学校単体ではなく「五大法律学校」として、提言を行つていこうとするその在り方を見ると、「五大法律学校」も自由民権運動時代における結社の一つとして見ることも可能ではないかと考えている。

（付記）

本稿は、平成二五年度科学研究費助成事業・基盤研究（C）（課題番号二五三七〇七九七）「民法典論争期前後における私立法学系高等教育機関の連携と対抗の実態に関する研究」の成果の一部である。

【註】

- 1 石井研堂『増補改訂 明治事物起原 上巻』（春陽堂 一九四四） p486
- 2 『中央大学百年史 通史編 上巻』（学校法人中央大学 二〇〇一） p191～p197
- 3 『専修大学百年史 上巻』（学校法人専修大学 一九八一） p603～p621
- 4 前掲書 p610
- 5 『中央大学百年史 通史編 上巻』 p194
- 6 高梨公之「日本法律学校と五大法律学校」（『日本大学法学部創立八十年記念論文集』日本大学法学研究所 一九七〇）、同「五大法律学校とその実態・明治三〇年における」（『日本法学 第三八巻第三号』日本大学法学会 一九七三） など
- 7 『新聞集成 明治期五大法律学校関係史料集』（明治大学広報課 歴史編纂資料室 一九七二）
- 8 河野昭昌解説・校訂「私立法律学校特別監督条規」関係資料・

- 「明治十九年私立法律学校往復及雜書」(『早稲田大学史記要 第一〇卷』早稲田大学大学史編集所 一九七七)、寺崎昌男、酒井豊(資料)、東京大学所蔵私立法律学校特別監督関係資料(『東京大学史紀要 第三号』東京大学百年史編集室 一九八〇年)
- 9 『専修大学史資料集 第三卷 五大法律学校の時代』(専修大学出版局 二〇一三)
- 10 『明法志林 第五号』(国文社 明治一四年五月一五日)
- 11 明治一二年五月三十一日の読売新聞の生徒募集広告には、校名は「茂松法学舎」とある。
- 12 『明法志林 第七号』(明治一四年六月二四日)
- 法律連合討論会
- 去十二日ハ曩ニ志林第五号ヘ記載シタル彼ノ法律連合討論会ノ催シアリテ、諸法学校ノ生徒達六十余名、数寄屋橋内ナル明治法律学校ヘ集会シ、一場ノ法律討論会アリ
- 13 『朝野新聞』(明治一六年一月二三日)
- 14 『学制百年史 記述編』(文部省 一九七二) p228
- 15 『朝野新聞』(明治一七年六月二日)
- 来る十五日後一時より明治法律学校に於て開かる、第五回連合法律討論会の会長ハ法学士鈴木充美氏にて問題ハ左の如し(後略)
- 16 松崎彰「私立法律学校特別監督条規と英吉利法律学校(一)」(『中央大学史紀要 第九号』中央大学広報部大学史編纂課 一九九八)
- 17 帖佐頭「開会の趣意」(『五大法律学校連合討論筆記 第一・二回』博聞社 一八八八)
- 18 穂積陳重「序文」(『五大法律学校連合討論筆記 第一・二回』)
- 19 内田魯庵『東洋文庫六〇三 魯庵隨筆 読書放浪』(平凡社 一九九六) p105
- 20 稲岡勝氏の研究「長尾景弼・股野兄弟と博聞社」(『都留文科大学研究紀要 第六三集』(都留文科大学 二〇〇六)によると、博聞社の分社とは、一般的に言う支社や支店と違い、「当該地域民のイニシアチブに基き、株金を出し合つて結社を設立し博聞本社と取り引きをする事業組織」であった。
- 21 稲岡勝「前掲論文」
- 22 田村哲三『近代出版文化を切り開いた出版王国の光と影』博文館 興亡六十年(法書書院 二〇〇七) p111
- 23 法政大学史センター所蔵
- 24 「江木衷君序文」(『五大法律学校連合討論筆記 第一・二回』)
- 25 『日本之法律 第二卷第一号』(博文館 一八九〇) p66
- 26 『読売新聞』(明治一〇年二月二六日)に次のような記事がある。
- 原価払下げ 司法省にてハ同省蔵版に係る各法律書ハ同法学生徒、法科大学生等に限り原価にて払下げられしが、此ほど大学総長の監督に属したる明治法律学校ほか五校の生徒にハ同様原価にて払下げらるゝ事になりたりと

- 27 『明治大学百年史 第三卷 通史編Ⅰ』（学校法人明治大学 一九九一） p250
- 28 同書 p250
- 29 同書 p250
- 30 東京都公文書館所蔵
- 31 『専修大学百年史 上巻』 p592
- 32 高梨公之「前掲論文」
- 33 明治四十二年三月に博文館から刊行された河岡潮風著『東都游学学校評判記』には「神田五大法律学校」という項目が設けられている。
- 34 日本法律学校をめぐる五大法律学校の対応についての詳細は、松原太郎「法律雑誌にみる日本法律学校草創期・大学横断的所蔵資料の活用事例として」、『覺誌 第一一号』日本大学広報部大学史編纂課 二〇一六）を参照。

五大法律学校連合討論会開催一覧

日時	種別	発題者／問題	討論者	結論	来場数	出典
1888. 3.11	刑事 討論	吉田初三(東法校友)／人ヲ謀殺セシムル、既ニ其事ニ着手スニ雖トモ、自ラ其所為ヲ中止シ、遂クナル者ノ処分如何	磯部四郎(明・東專講師)、高橋藤之丞(東法校友)、福田秀太(英生徒)、佐藤泉一(専校友)、平松福三郎(明校友)、飯田宏作(東法講師)、立原卓藏(英生徒)、井本常治(明校友)、吉原三郎(東法講師)、薩摩正邦(東法講師)	罰スヘキノ説、即チ殴打説多數ナルヲ以テ之ニ決シタリ	1,500 ～ 1,600 人	五大法律学校連合討論筆記 第一回 第二回 合一冊 (1888年9月刊) ※誌売1888年5月13日・23日、『日本之法律』第1巻第5号の記事によると開催日は5月20日
1888. 5.21	民事 討論	甲者其家屋ヲ乙ニ売渡シタリ、然ルニ乙未タ登記セサルニ、先子丙其事実ヲ知りテハ甲者ヨリ之ヲ買受ケ、登記シタルトキハ、其所有權何レニ屬スルヤ	吉藤貞吉(東專校友)、豊岡進一郎(東法校友)、高橋文之助(専校友)、竹田孝太郎(英校友)、豊田証三郎(明校友)、小川三千三(東法校友)、平野法梁(東專校友)、滝川長教(専校友)、山田東次(東法校友)、棚倉次雄(英校友)、磯部四郎(明・東專講師)、山田喜之助(英・東法講師)、本田恒之(専校友)	乙ニ所有權アリト云フノ説、大多數ヲ得タリ	2,700 ～ 2,800 人	
1888. 9.30	論説	鳩山和夫(法博)／約因ナキ無式ノ約束ニ契約ノ効力ヲ与フヘキヤ				
	論説	富井政章(法博)／我刑法ニ果シテ財産防衛ノ權利ヲ認ムル乎				
	論説	飯田宏作(法学)／民法ノ所謂ノ原因ト、英法ノ所謂ノ約因トノ差異ヲ弁シ、併テ契約ノ義務ヲ生スル所以ヲ論ス				
1888. 9.30	論説	山田喜之助(法学)／手紙ノ秘密ヲ論ス				
	民事 討論	鳩山和夫(法博)／一夜甲ノ隣家火ヲ失シ、偶々風力強盛ナレハ、甲家ニ類焼ニ達シ、家族僅ニ身ヲ以テ逃ル、當時甲ノ一子乙重病ニ陥リ、逃ルニ途ナク、將ニ焼死セントス、乙ノ親友丙包圍ヲ冒シ、遂ニ乙ヲ救ヒ出セリ、甲其恩義ニ報ユルノ意思ヲ以テ、己ノ死後其財産三分ノ一ヲ丙ニ与テ可キ旨ヲ約シタリ、右丙ハ甲ノ死後其相続人ニ対シ契約履行ヲ請求スルノ權アリヤ	藤井公道(英校友)、注村共之(専校友)、戸水寛人(東專・英・専講師)、中橋徳五郎(東專・英講師)、森三雄、山谷虎三(明校友)、高木益太郎(東法校友)、松野貞一郎(英・東專・専講師)、鳩山和夫(専講師)	決テ聽衆ニ問ハレシニ、有効説多數ナリ	1,600 ～ 1,700 人	五大法律学校連合討論筆記 第三回 (1888年11月刊)、同日1888年10月2日
	刑事 討論	甲乙ニ決闘状ヲ送り、乙之ヲ諾シ、甲ハ丙ヲ乙ハ丁ヲ介添トシ、某所ニ於テ決闘セリ、然シテ乙ハ負傷シ、甲ハ則チ死セリ、右丙丁ノ処分如何	吉原三郎(東法講師)、池田成則(専校友)、斎藤孝治(明校友)、木下尚江(東專校友)、藤井乾助(英校友)、信岡雄四郎(東法校友)、光妙寺三郎(明講師)、中橋徳五郎(東專・英講師)、今村信行(専講師)	決テ聽衆ニ問ハレシニ無罪説ハ総員中凡ソ三分ノ一ヲ占メ、他ノ皆有罪説ニ賛成ヲ表シタリ、但有罪説ニモ數種アリシガ繁雜ヲ避ケンテ為メ単ニ有罪無罪ニ二分テ決テ取リシナリ		

論説 種福陳重(法博)／正当防衛の原理 論説 合川正道(法学)／英米憲法比較略論			五大法律学校連合 討論会雑誌 第一 号(1889年1月刊)
民事 問題 英新聞紙ヲ以テ広告ス可シト言渡シタル判決ノ執行ハ其効アリヤ	沢革治郎(東法校友)、野口本之助 (東法校友)、平田謙衛(東專講師)、 結城朝陽(英校友)、黒川九馬(東專 校友)、今村信行(專講師)、高橋文 之助(専校友)、菰口此助(東法校 友)、鳩山和夫(專講師)、中橋徳五 郎(東専・英講師)、飯田宏作(東法 講師)	臨場ノ来賓及ビ講師ヲ以テ 仮リニ決議員ト爲シ、決ヲ起 立ニ問フタルニ無効説多數 ヲ占メタリ	講場 朝日1886年11月 22日、読売1888年 11月21日 ※読売1888年11月 27日によるとこの問 題は当日は議論さ れず
刑事 問題 甲者、乙者に宿怨あり、之を殺害せんと欲するも未だ其機を得ざりき、一夜乙の家 を覗ひ、其熟睡するを認め、直に火を乙家に放ち之を焼死せしめたり(右甲の処分 如何)	塩谷恒太郎(法学)／法学ノ用途		
1889. 2.27 民事 問題 甲者、乙家ヲ相続中、丙者ヨリ巨額ノ負債ヲ爲シ、其弁償ヲ終ヘズニテ該家ヲ離縁 シ、別ニ一家ヲ構ヘ相応ノ資産ヲ所有セリ、丙者ハ何レニ向テ其貸金ヲ請求スルノ 権利アリヤ	中橋徳五郎(弁士)／英仏独法律の運命 江木衷(弁士)／婚姻に年齢の制限を置くべからざるを論ず 戸永寛人(東專講師)／法典編纂ノ順序 薩垂正邦(東法講師)／外国人ノ能力ヲ論ズ	阪井牧之助(東専校友)、長谷川喬 (明講師)、今村力三郎(専校友)、鳥 居勝次郎(英校友)、高木益太郎(東 法校友)、河野和三郎(明校友)、城 教馬(東法講師)、小林敏之介(明校 友)、菰口此助(東法校友)	講場 議長決テ來賓講師・校友ニ 問ビシニ、乙家ニ向テ請求 スル方多數ヲ占メタルヲ以 テ之ニ決ス
1889. 3.10 民事 討論 江木衷／甲者あり、乙者所有の山林を自己の所有と誤認し、其立木を截伐し、代 江三千円(当時々価一万円)にて売却ひ、其後乙者の山林なることを知りつゝ之を 放任し置きたるに、五年を経て乙者の発見する所となり、甲者に対して損害賠償の 訴を起したり(此時々価一万五千円)、甲者の乙者に対して払ふべき金額如何	鈴木宗言(專講師)、平岡万治郎(専 校友)、井本常治(明校友)、城教馬 (東法講師)、野間五造(東専生徒)、 矢野善五郎(東法校友)、江木衷 (英・專講師)		五大法律学校連合 討論会雑誌 第三 号(1889年3月)、 朝日1889年3月7 日、日自1889年3 月7日

1889. 4カ	論説	増島六一郎(法学)／五大法律学校ノ将来ヲ論ス							
	論説	中橋徳五郎／再び英仏独法律の運命を論ず 九皇字人(法学士)／法蘭治基論							五大法律学校連合 討論会雑誌 第四 号(明治22年4月 刊)
1889. 5.12	論説	平田讓衛(法学)／法典編纂後ノ法律教育ニ就テ							
	刑事 討論	官一の殺人犯を捜索せり、甲者之を知りて者に宿怨を懐さんが為め切かて乙家の戸棚に血刀及び被害者の所持品を藏匿せり、檢察官之を発見し、竟に該証を以て乙者を求刑し、乙者は死刑に処せられたり、右甲者の処分如何	和田守菊次郎(明生徒)、山谷虎三(明校友)、白井与吉(英生徒)、飯田宏作(東法講師)、本田恒之(専校友)、平松福三郎(明校友)、山田豊吉(東法校友)、北島伝四郎(英生徒)		右第八席ヲ重テ決テ取ルニ及ビ、有罪説大多數ニテ有罪ト決ス				
	民事 討論	甲撰挙区ヲ廢シ、乙撰挙区ニ合併シタルトキハ、甲撰挙区撰出ノ府県會議員ノ資格ハ消滅ニ帰スルヤ否ヤ	信岡雄四郎(東法校友)、角田真平(客員)、橋倉次雄(英校友)、内田良輔(明校友)、首藤貞吉(東専校友)、陸運正邦(東法講師)、和田守菊次郎(明生徒)		右七席ヲ重テ、角田真平氏 彼ニ議長ノ席ニ就キ決テ取 ルニ及ビ、繼續説多數ヲ占 メタリ		2,000 有余人 討論筆記 第四回		
民事 討論	法律ヲ以テ凡テ某河沿岸ノ土地所有者ハ、高サ四尺ノ堤防ヲ築クヘシト命入、然レニ沿岸所有者甲ハ之ニ背キ、三尺ノ堤防ヲ築ク、偶々洪水氾濫水嵩五尺ニ及ヒ、為メ乙者ノ土地ヲ破壊セリ、乙者ハ甲者ニ對シテ要價ノ權利アリヤ	村田芳太郎(専校友)、福田秀太(英校友)、内田良輔(明校友)、本田恒之(専校友)、小山愛司(東専生徒)、沢革次郎(東法校友)、鳥居錦次郎(英校友)、鈴木宗言(専講師)		右第八席ヲ重テ決テ取 ルニ及ビテ、絶対ノ積極説 多數ニテ請求權アリト決セリ					
1889. 7.7	民事 問題	宮城浩藏(法学)／熊坂長範甲所有ノ正宗一刀ヲ窃ミタリ、其後石川五右衛門亦熊坂ノ家ニ忍入り、之ヲ窃メリ、然ルニ熊坂ノ盜罪發覺シテ、公訴私訴併起スルニ際シ、甲者ハ其贓物ヲ返還ヲ請求シタルモ、素ヨリ返還ニ由ラキヤ以テ損害ヲ賠償シタリ後石川ノ罪發覺シ、且其刀ハ石川ノ手ニ存セリ、此場合ニ於テ甲ハ石川ニ對シテ右刀ノ返還ヲ請求シ得ルヤ否ヤ			決を出席の校友に採りし に、甲者ハ石川に對し正宗 刀の返還を請求するを得ず ト定まり				
	刑事 問題	富井政章(法博)／甲者アリ、一ノ時計ヲ抵当トシ、乙者ヨリ金若干円ヲ借入レタリ、然ルニ一日甲ハ暫時ノ間ト借入レタリ者ヲ欺キ右時計ヲ持歸リ、直チニ之ヲ他人ニ売却セリ、刑法上甲ノ処分如何			可否を傍聴に問ひしに、甲 者を無罪とするに同意者多 ク、之に決したり			朝日1889年7月2 日、『法雑誌』第21号 (明治22年7月刊)	
	民事 問題	中村忠雄(法学)／甲者アリ、著書ヲ為シ、將ニ二版ヲ出願セントスルニ際シ、乙者窃ニ甲者ノ書ヲ転写シ、同一ノ書ヲ出版セリ、甲者ハ乙者ニ對シテ訴權アリヤ否ヤ			本邦既に現行法の規定の 有るあり、発題者ハ果して 如何なる主意にて提出せし か分明ならざるを以て討論 を見合せ				
	講義	光妙寺三郎／非法典編纂論者の説を讀む							

	<p>講談 穂積陳重(帝大教授・法博)／英仏独法律思想ノ基礎</p> <p>講談 山田喜之助(大審院検事・法学)／商法論</p> <p>講談 龜山貞義(法学)／再犯加重ヲ論ズ</p> <p>講談 薩垂正邦(和講師)／望連合討論會</p>							
1889. 9.7	<p>民事問題 宮城浩藏(司法参事官・法学)／熊坂長範、甲所有ノ正宗一ノ刀ヲ竊シタリ、其後石川五右衛門亦熊坂ノ家ニ忍入り、之ヲ竊メリ、然レニ熊坂、盜罪發覚シテ、公訴私訴併起スルニ際シ、甲者ハ其贓物ヲ返還ヲ請求シタルモ、兼ヨリ返還ニ由テキテ以テ損害ヲ賠償シタリ、後チ石川ノ罪發覺シ、且其ノハ石川ノ手ニ存セリ、此場合ニ於テ甲ハ石川ニ對シ右ノ刀ヲ返還ヲ請求シ得ルヤ</p>	<p>西尾熊雄(和校友)、高橋文之助(専校友)、小泉清志(東専)、藤井乾助(東院校友)、三村敏吉(東院校友)、沢革治郎(和校友)、辻村共之(専校友)、今村信行(専講師)、川目亨一(大審院検事)、中里顕孝(東専)、平岡芳治郎(明校友)、川瀬周次(東院校友)、小林鏡之輔(明校友)、結城朝陽(東院校友)</p>	<p>議長ハ決テ講師・校友ニ探リシニ、甲者ニ請求權アリト云フ觀多數ヲ占メタリシニ之レニ決ス</p>	<p>場内ニ充満</p>	<p>東京五大法律学校連合討論叢記 第一編(1889年12月刊)</p>			
1889. 10.27	<p>民事交渉問題 龜山貞義(法学)／銅版師甲ナル者アリ、乙ノ富裕ニシテ多慾ナルヲ奇貨トシ、詭テ乙ニ謂テ曰ク、余紙幣ヲ偽造シ、以テ大利ヲ博セント欲ス、只憾ム、資金缺乏シ、為メニ素志ヲ達セサルコトヲ、子幸ニ千金ヲ貸与セム、他日得ル所ノ利ハ、之ヲ折半セシト、乙其言ニ欺カレ千金ヲ甲ニ貸与ス、甲之ヲ携帶シテ遁逃セリ、右甲ハ刑法上如何処分スヘキ乎、又乙ハ甲ニ對シ千金取戻ノ訴ヲ起スコトヲ得ヘキ乎</p>				<p>読売1889年10月22日、朝日1889年10月23日、『法叢』第28号</p>			
1889. 12.22	<p>民事問題 平田謙衛(法学)／甲者アリ、書ヲ乙者ニ寄セ、其駿馬ヲ価若干ニテ売渡サシコトヲ申込シ、且日々、本日ヨリ向五日間ハ他ヘ売渡スコトヲ見合スヘシト居ルコト、教日該駿馬ノ売価騰貴セシカハ甲者ハ申込ヲ取消ヲ郵便セリ、乙者ハ之ヲ落手シタルニモ拘ハラズ、未夕期限内ナルヲ以テ承諾ノ旨ヲ申遣セリ、乙者ハ損害賠償、若クハ物件引渡ヲ要求スルノ權アルヤ</p> <p>講演 磯野貞一郎(法学)／幼者(八歳)、祖父ノ家ニ遊び、机上ニありし紙包を発見して之を持帰り、其故を母に告げしに、母其細帯なることを知り、取て其有とせり刑法上之の処分如何</p> <p>岸清一(法学)／甲者其所有地を向三十年の約定にて乙者に貸与し、乙者ハ之に家屋を建築したるに、間もなく市区改正の舉ありて乙の家屋の小部分を取崩す事となり、其部分丈の地ハ政府ヘ買上げ、且規則に拠リ乙者ヘ家屋全部の移転料を与へられたリ、然れども實際取崩したるハ小部分なりしを以て、乙者ハ残部を修繕して依然居住せんとすも、甲ハ乙が家屋の移転料を受けたるを理由とし移転を請求す</p> <p>三宅恒徳(法学)／一國の改正憲法に抵触すべき外國條約の項目ハ廢棄し得るや</p>					<p>朝日1889年12月21日、日1889年12月21日</p>		

<p>講義 磯部四郎(法学)／刑法上古代復讐主義ヲ脱セサルモノアリ、宜シク改正スベシ</p>	<p>岡野敬次郎(法学)／法律研究法</p>		
<p>刑事 問題 菅井政章(法博)／甲者アリ、一ノ時計ヲ抵当トシ、乙者ヨリ金若干円ヲ借入レタリ、然レニ一日甲ハ暫時ノ間ト唱ヘ乙者ヲ欺キ右時計ヲ持帰リ、直チニ之ヲ他人ニ売却セリ、刑法上甲ノ処分如何</p>	<p>渋谷三郎(東専校友)、大原哲治(専校友)、川目卓一(大審院候事)、上松操(東院校友)、小泉清志(東専校友)、守屋此助(和校友)、稲益一義(東院校友)、小林鉄之輔(明校友)、広橋治郎(東専校友)、高橋庄之助(明校友)</p>		<p>東京五大法律学校 連合討論筆記 第一 二編(1890年1月 刊)</p>
<p>1889 刑民 交渉 問題 亀山貞義(司法省参事官・法学)／銅版師甲ナル者アリ、乙ノ富裕ニシテ多欲ナルヲ奇貨トシ、語テ乙ニ謂テ曰ク、余紙幣ヲ偽造シ、以テ天利ヲ博センヲ欲ス、唯慮ム、資金缺乏シ、為メニ兼志ヲ違セサルコトヲ、子幸ニ千金ヲ貸与セシ、他日得ル所ノ利ノ之ヲ折半セシト、乙其言ニ欺カレ千金ヲ甲ニ貸与ス、甲之ヲ携帶シテ遁逃セリ、右甲ハ刑法上如何ニ処分スベキ乎、又乙ハ甲ニ對シ千金取戻ノ訴ヲ起スコトヲ得ベキ乎</p>	<p>石井美鶴(和校友)、永田小二郎(東専校友)、西尾熊雄(和校友)、園田尊四郎(東専校友)、山田知晃(東院校友)、小林鉄之輔(明校友)、平岡修(専校友)、北岡保定(東院校友)、東田上謙藏(明校友)、中川鏡三郎(東院校友)、安藤静(東院校友)、久保田堅次(明校友)、森島弥四郎(和校友)、秋山信太郎(明校友)、結城朝陽(東院校友)</p>	<p>議長ハ左ノ四個ノ説ニ二分テ決ヲ採リシカ、各説其モニ多少ノ賛成者アリシカ、遂ニ第四説ノ刑法上無罪ニシテ民法上取戻權ヲ示トノ説其多數ヲ占メタリ</p>	
<p>1890. 2.23 論題 渋谷健爾(法学)／府果会は烟灰の存確を議する権限ありや 論題 宮城浩藏(法学)／典物と爲したる自己の所有物を強取したる者の処分如何 講演 磯部四郎(法学)／永小作ハ第三者に對シテ効力ありや ハツルノストロ／万国連合国際法會議 ハツルノストロ(伊国法博)／当代改米法律家ノ國際法ニ關スル一大美學</p>	<p>二村作治(和校友)、北岡保定(東院校友)、和田守菊次郎(明校友)、竹内勝太郎(専校友)、矢野芳(東専校友)、中村啓次郎(東院校友)、佐々木捷三郎(和校友)</p>	<p>議長決ヲ多數ニ取リシニ過半數ニヨリ無罪ニ決シタリ</p>	<p>朝日1890年2月22 日、『法義』35号</p>
<p>刑事 問題 松野貞一撰(法学)／八歳ノ幼者、祖父ノ家ニ遊ヒ、机上ニ有シ紙包ヲ発見シテ之ヲ持帰リ、其被テ母ニ告テシニ、母其紙幣ナルコトヲ知り、取テ其有トセリ、刑法上ノ処分如何</p>	<p>佐伯宇之助(和校友)、永瀧久吉(専校友)、河野和三郎(明校友)、福田秀太(東院校友)、津田毅一(東専校友)</p>	<p>議長決ヲ多數ニ問ヒシニ甲者ノ為セル請求ヲ立サルコトニ即チ消極説ニ決シタリ</p>	
<p>1890. 2.23 民事 問題 尾清一(法学)／甲者、其所有地ヲ向三十年ノ約定ニテ乙者ニ貸与シ、乙者ハ之ニ家屋ヲ建築シタルニ、間モナク市區改正ノ挙ヲ行テ、乙ノ家屋ノ大部分ヲ取崩ス事トナリ、其部分丈ノ地ハ政府ヘ買上テ、且規則ニ拠リ乙者ヘ家屋全部ノ移転料ヲ与ヘテラタリ、然レトモ實際取崩シタルノ大部分ナリシヲ以テ、乙者ノ残部ヲ修繕シテ、依然居住セントスルモ、甲ハ乙カ全家屋ノ移転料ヲ受ケタルヲ理由トシ、移動ヲ請求ス</p>	<p>花井卓藏(東院校友)、村山駒之助(東専校友)、磯部四郎(明講師)、武居熊吉(明校友)、原邦太郎(東専校友)、岩瀬為政(明校友)</p>	<p>議長決ヲ採リシトスニ當リ、聴衆呼テ曰ク、我々ニ向テ問フヘシト、或ハ講師・校友ノ意見ニ因テ決スヘシト、衆説斷々停止スル所ヲナス、本問題ハ難クハ重要ノ問題ナレハ、修業致テスヘキニテラサルヲ以テ暫ク其採決ヲ見合ヘシタリ</p>	<p>東京五大法律学校 連合討論筆記 第一 三編(1890年4月 刊)</p>
<p>1890. 2.23 國際 法問 題 三宅恒徳(法学)／一國ノ改正憲法ニ抵触スベキ外國條約ノ項目ヘ施業シ得ルヤ</p>			

講談	磯部四郎(法学)／新法發布の理由 福田謙一(法学)／法学会 忍座	川村種次(専校友)、久保田広吉(和)、野間五造(東専校友)、内田良輔(明校友)、神谷泰一(東院校友)、森島弥四郎(和校友)、井出繁平(和校友)、橋倉次雄(東院校友)、園田養四郎(東専校友)		
公法 学問 題	渋谷健爾(法学)／府県会へ娼妓ノ存廃ヲ議スルノ権限アリヤ	府県会へ娼妓存廃ヲ議スルノ権限アリヤ決定セリ		東京五大法律学校 連合討論叢記 第 四編(1890年6月 刊) ※朝日1890年2月 22日によると開催 日は2月23日
1890. 3.23	刑事 問題 宮城浩藏(法学)／典物トシテタル自己ノ所有物ヲ強取シタル者ノ処分如何	大久保雅彦(東院校友)、永滝久吉(専校友)、夏井保四郎(和校友)、和田守菊次郎(明校友)、太田重助(和校友)、川目亨一(大審院庶事)	無罪ニ同意者ヲ拳手セシメ シニ多数ニ付キ無罪ニ決 定セリ	講場立 難ノ地 ナキ
民事 問題	磯部四郎(法学)／永小作へ第三者ニ対シテ効力アリヤ	川村猪藏(東院校友)、福田秀太(東院校友)、平井恒之助(明校友)、石川甚作(明校友)、宮本良太郎(東院)	第三者ニ対シテ効力ナシト シテ多数ヲ占メタルニヨリ之 レニ決セリ	
1890. 4.27	朝倉外茂鉄／甲乙両船互に海上に於て衝突し、甲船は五百円の損害を蒙り、乙船へ千円の損害を蒙れり、此場合に於て甲乙両船の蒙むる損害は各自其責を分担すべきものなるや、將甲乙互に之を共任すべきや			日 日1890年4月24 日
1890. 6.8	刑事 討論 富井正章(法学)／甲者あり、乙者の所有する或物品を盗むの意あり、機を俟て未だ異さず、偶々其朋友に丙者あり、窃盜の術に長すと聞き、曰れに代て右の企を実行せんことを依頼せり、丙、朋友の好誼を以て是を諾し、一夜、乙の住居に忍び入り、甲の熟望する物品を盗み出し、直に之を甲に手渡せり、甲丙兩人の処分如何			読売1890年6月8 日、朝日1890年6 月8日
民事 問題 講演	平田謙齋(法学)／大坂葦島の米満大山鏡兵衛なるものあり、官米備日田騰貴するを憂ひ大に貯米を糶売し、以て之を制するの議あるを聞き、窃に思へらく是れ一攫万金の機矣ふ可からずと、乃ち東京新豊町に於て相場通信を業とする宇佐木耳助の許へ電報を發し、該風聞の真否を速報せん事を求めたり、茲に於て宇佐木へ直ちに電信会社にて駆け付け大山に宛て「フー・フー・キヨナリ」の電報を發したるに、技手誤て「フー・フー・フー・ナリ」と電報せしかば、大山へ忽ち米数千石の売渡を約し、為めに巨額の損失を蒙れり、仍て電信会社に向て賠償を求めたり			ルビエヨ一(仏国法博・法科大学教授)／陸罷訴権(アランヨ、ボニーエンス)を論ず

<p>講談 ルビヨ一(弘大法博・帝大講師)ノ藤罷訴權(フクシヨシヨ、ホーリエンス)ヲ論ス</p>	<p>竹内勝太郎(専校友)、久保田広吉(和校友)、永瀧久吉(東院校友)、小山愛司(東専校友)、国枝寿賀治(東院校友)、中村一興(和校友)</p>	<p>可否ヲ列席校友諸氏ニ求メシニ、多数ニ依リ損害ハ各自ノ負担スル事ニ決定セリ</p>	<p>東京五大法律学校 連合討論筆記 第 五編(1890年7月 刊)</p>
<p>1890. 6.8 刑事 問題 宮城浩藏(法学)ノ甲婦ヲリ、其夫乙ニ隠シテ密カニ売淫ヲ為セリ、偶々其事発覺シテ密売淫ノ刑ニ処セザレ、其裁判確定セリ、其后乙夫ノ告訴ニ因テ甲婦ニ對スル姦通罪ノ公訴起レリ、甲婦ノ処分如何</p>	<p>北園保定(東院校友)、夏井保四郎(和校友)、佐々木茂三郎(和校友)、鳥居錦次郎(東院校友)、矢野芳(東専校友)、会沢七郎(和校友)、柳田孝人(和校友)、結城朝陽(東院校友)</p>	<p>裁決ヲ出席校友ニ求メタリシニ、多数ニ依リ、甲婦ニ對スル姦通罪ヲ問フ事トナレリ</p>	<p>1,700 余名</p>
<p>国際 刑法 問題 ハテルノストロー(伊国法博)ノ自國ノ臣民タル犯罪人ヲ外國ニ引渡スト否トハ孰レカ国際刑法上ノ原理ニ適スルヤ</p>	<p>永瀧久吉(東院校友)、大塚藤一郎(東専校友)、澁谷三郎(東専校友)、小林鉄之輔(明校友)</p>	<p>出席校友諸氏ニ向テ可否ノ裁決ヲ執リシニ、多数ニ依リ犯罪人ヲ引渡スト以テ国際刑法上ノ原理ニ適スルモノト決セリ</p>	<p></p>
<p>民事 問題 伊藤徳治(法学)ノ甲者乙者より粘土若干噸を老頼若干円にて買受くる事に約せり、右売買の契約を以て右の粘土ハ甲に於て運搬を為す事とし、運搬の途中に什掛けたる器械を以て衝る事に約せり、然るに未だ全運搬せざる中に天災に由リ、売買を約せし年度悉く流失せり、右粘土の流失より生ずる損失ハ甲乙何れカノ負担す可キヤ</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>1890. 7.13 刑事 問題 宮城浩藏(法学)ノ甲者乙者より金若干円を借受くるに付き丙者ノ保証を必受トす、然るに丙者会不在、已を得ず甲者ハ丙者ノ印影を偽造し以て乙者より借受け、後丙者に告ぐるに事情を以てし只管其承諾を乞ふ、丙者之を許し乙者に向ツテ其義務を追認せり、是より先き乙者事に因て甲者乙者、兎に至て寄債權ノ可しと爲し、其追認書を破て之を無き者にし、更に甲者に保り偽造行使の告訴を提起せり、甲者之を聞て其無狀を憤り、乙者に保り原告の告訴を起せり、右甲乙の処分如何</p>	<p></p>	<p></p>	<p>講談 1890年7月10日</p>
<p>国際 法問 題 三宅恒徳(法学)ノ甲國ハ乙國を自己ノ所屬國ト看做し、事々内政に干預し來リしが、丙丁等諸國之を獨立國トして條約を結び對等ノ交渉を為せども、甲國ハ數年を経て猶も其ノ關係を改めず、甲國の乙國に對する主宰權猶も存するヤ否ヤ</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p>講演 中橋徳五郎ノ法典修正論</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

	講談 熊野敬三(仏国法博)／国際法論 講談 ミニエリス(独法博)／刑罰論附監獄法 一班					
1890. 7.13	刑事 討論 富井正章(法博)／甲者アリ、乙者ノ所有ナル或ル物品ヲ盗ムノ意アリ、機ヲ俟テ未 夕実テ盗、偶々其朋友ニ丙者アリ、窃盗ノ術ニ長ズルヲ聞キ、已レニ代テ右ノ企テ 実行セシメテ事ヲ依頼セリ、丙、朋友ノ交誼ヲ以テ是ヲ諾シ、一夜、乙ノ住居ニ忍ビ入 リ、甲ノ熱望ナル物品ヲ盗ミ出シ、直ニ之ヲ甲ニ手渡シセリ、甲丙両人ノ処分如何	和田守菊次郎(明校友)、森島弥四 郎(和校友)、伊藤利馬(明校友)、会 沢七郎(和校友)、清水繁三(東専校 友)、平井恒之助(明校友)、河原元 之助(明校友)、作田右手雄(明校 友)、山數宗一(明校友)、小林鉄之 輔(明校友)	甲者ハ窃盗教唆罪ニ関シ、 受贓物ノ罪ニハ関ハザル事 ニ決シ、而シテ乙者ハ無論 窃盗罪ニ関據ナル事トハナ レリ	1,400 名(注ト)	東京五大法律学校 連合討論筆記 第 六編(1890年8月 刊)	
1890. 10.19	民事 問題 平田謙衛(法学)／大坂堂島ノ米商大山鎗兵衛ナルモノ米価騰貴ノ見込アルニヨ リ、米穀ノ買入レヲ急シテ一攫千金ノ利ヲ得ント欲セシモ、我政府ノ大ニニ官米ノ私 下ゲヲ為サントスル事アルヲ聞ケルカ故ニ、其虚実ヲ確メタル上ノコトニセシメテ、東 京ニ居ル知人、宇佐木耳助ノ許ヘ之ヲ問合セタルニ、耳助ハ百方探察ノ末、お んきよナリトノ返電ヲ為セシメ、電信会社ノ技手某ヘ之ヲ譲リ、おんきよナリト ノ發電ヲソナルニヨリ、大山鎗兵衛ハ以テ政府ニ此挙アル以上ハ米価ノ上ニ響 クヲ及ボシ、之ヲ下落セシムルハ必定ナルベシト、乃チ其有セル米穀ヲ悉皆売却ヒ タルニ、政府ハ遂ニ官米ノ私下ゲヲ為サズ、米価ハ其後半雖々騰上スルノミ、為メニ 大山鎗兵衛ハ巨大ノ損害ヲ蒙リタリト云フ、問フ大山鎗兵衛ハ電信会社ノ技手ニ 權リヲ損害ノ賠償ヲ要メ得ルヤ否	平井恒之助(明校友)、佐々木茂三 郎(和校友)、渡谷三郎(東専校友)、 伊藤利馬(明校友)、山數宗一(明校 友)、河原元之助(明校友)	請求權アリト決セリ		朝日1890年10月 15日	
1890. 11.9	民法 問題 伊藤晴治(法学)／錯誤ニ由リ締結セラレタル契約を保證せる場合に、主たる契約 取消されたる時の保證人の義務ハ如何 選挙 問題 朝倉外茂鉄(法学)／甲者あり、衆議院議員に撰ばれたる後、行政官に於て其戸 籍上の年齢と実際の年齢とを鑑み、之を訂正したるに依り無資格とな りたり、此場合ハ更に再選挙を行ふ可きや 憲法 問題 中橋徳五郎(法学)／政府より予算案を提出するに当り、之を分割して順次提出す る事を得るや 講演 鈴木充美(法学)／相親に就ての意見				議亮1890年11月7 日、朝日1890年11 月8日	

※表中()内の学校名は以下のように省略した。
専→専修学校、東法→東京法学校、和→和仏法律学校、明→明治法律学校、東専→東京専門学校、英→英吉利法律学校、東院→東京法学院